

西京区総合庁舎整備事業
西庁舎レイアウト変更業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和6年1月
西京区役所

1 業務及び募集の趣旨

西京区総合庁舎においては、東庁舎に一部所属が移転することにより、西庁舎1階に空きスペース（約570㎡）が生じる。両庁舎を一体的に運用していくに当たり、西庁舎の執務室レイアウトを見直すことで、区民の利便性向上とまちづくりの拠点となる区役所機能の向上を目的とする。

- (1) 西庁舎の区役所機能のワンフロア化による区民の利便性向上
- (2) 地域力推進室及びエコまちステーションの一体化によるまちづくり機能強化
- (3) 待合ロビーを活用した啓発や情報発信手法の最適化
- (4) 保健福祉センターと医療衛生コーナーの一体化による最適化

2 業務内容に関する事項

今回の公募は、次に示す業務に対する提案を受け、受託候補者を選定します。

- (1) 委託業務名
西京区総合庁舎整備事業西庁舎レイアウト変更業務委託
- (2) 委託業務の内容
基本的な業務内容は以下に示すとおりです。具体的な業務内容は仕様書を参照してください。
 - ① 区民の利便性向上とまちづくり機能の向上に資するレイアウト変更案の策定
 - ② 策定したレイアウト変更案に基づく内装、電気、設備工事施行及び移転作業実施
 - ③ 上記に関し必要となる準備、調整、手続き等
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月末日まで
- (4) 履行場所
京都市西京区上桂森下町25-1 西京区総合庁舎西庁舎
- (5) 契約上限額
14,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募者の資格に関する事項

応募者は次の資格要件を満たしていることとします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 京都市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 参加意思確認書（様式1）を提出期日までに提出した者であること。

4 本プロポーザルに関する質問及び回答方法

応募に際して質問がある場合は、書面（様式2）により、メールもしくは持参により提出してください。面談、電話による質問は受け付けません。持参の場合の受付時間は、西京区役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後

1 時までを除く。)とし、担当部署まで事前に電話連絡を入れ、持参してください。また、メールの場合は必ず送付確認をしてください。

(1) 受付期限

令和5年2月2日(金)午後5時まで
※期限を過ぎた質問は一切受け付けません。

(2) 提出先

本要項13に記載のとおり

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月6日(火)までに質問事項及びその回答を本市ホームページで公表します。ただし、質問書提出者が特定される内容等については非公表とします。

5 参加申込の方法

プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出してください。

なお、下記の提出期限までに参加申込に関する書類を提出しない者及び参加資格確認の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加できないこととします。

(1) 提出書類

参加意思確認書(様式1): 1部

(2) 提出期限

令和6年2月6日(火)午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を、本要綱13に定める担当部署まで、郵送(必着)もしくは持参により提出してください。持参の場合の受付時間は、西京区役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とし、担当部署まで事前に電話連絡を入れ、持参してください。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書(様式2) ※以下の書類を添付すること。

- 提案内容資料(様式自由。ただし、A4印刷とし、企画内容、作業体制等について、項目立てで作成すること。)
- レイアウト変更案(概案)(様式自由)
- 工程表(様式自由)
- 什器の概要がわかる資料(製作又は購入する場合のみ。)(様式自由)
- 見積書(様式3)
※ 内訳書を添付すること。(様式自由)
- 事業者の概要(業務体制、営業内容等)がわかる資料
※ 業務体制や営業内容がわかる資料(A4サイズ)を添付すること。

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(3) 提出期限及び方法

提出書類を、令和6年2月9日（金）午後5時までに、本要項12(1)に定める担当部署まで、郵送もしくは持参により提出してください。受付時間は、西京区役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

7 受託候補者の選定

委託事業者の選定に当たっては、「西京区総合庁舎整備事業西庁舎レイアウト変更業務委託受託候補者評価要領」に基づき行うこととします。

8 選定結果の通知及び公表

受託候補者の選定結果は、以下のとおり、応募者全員に通知する。

(1) 通知期日

令和6年2月13日（火）頃

(2) 通知方法

郵送による

※本プロポーザル手続きが完了後、ホームページで審査結果を公表する。

9 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

(1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合

(2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

(3) その他、本要項に違反すると認められた場合

(4) 受託候補者選定に当たり設置する「西京区総合庁舎整備事業西庁舎レイアウト変更業務委託受託候補者選定委員会」の委員に直接、間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触、又は要求をした場合（本要項に定める手続きは除く。）

(5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

10 契約に関する事項

(1) 選定された受託候補者とは、評価した企画提案書を基に協議を行い、仕様書を再度作成のうえ、契約を締結します。

なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点の高い提案者と順次契約に関する協議を行います。

(2) 提案内容を適切に反映した委託業務仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について説明を求めることがあります。

(3) 本市との協議の結果、必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがあります。

(4) 契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容やその他事実と異なる

ものがあつた場合は、契約締結をしないことがあります。

- (5) 契約後において、企画提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。
- (6) 本業務における委託料の支払いは、原則として業務終了後に支払うものとします。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が京都市暴力団排除条例に規定する排除措置を受けたときは、契約の解除を行います。

1 1 その他

- (1) 応募者は、受託候補者選定期間中及び本業務履行期間中は、企画提案書に記載された担当者を変更することはできません。ただし、その変更に合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案書作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを請求者に公開します。ただし、京都市情報公開条例第7条第2項に該当する場合は除きます。
- (5) 企画提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。

1 2 スケジュール

受託候補者選定及び契約の締結に当たっては、下表のとおり行う。

内 容	期 日
提案募集開始	令和6年1月29日（月）
公募に関する質問の受付	令和6年2月2日（金）午後5時まで
参加意思確認書（様式1）の提出	令和6年2月6日（火）午後5時まで
企画提案書（様式3）等の提出	令和6年2月9日（金）午後5時まで
受託候補者の選定結果通知	令和6年2月13日（火）頃
契約締結予定時期	令和6年2月中旬

1 3 担当部署

- (1) 問合せ先及び提出先

京都市西京区役所地域力推進室（担当：村山・辻）

住 所：〒615-8522

京都市西京区上桂森下町25-1

電 話：075-381-7157

電子メール：muqbc965@city.kyoto.lg.jp